

文化審議会著作権分科会（令和2年6月26日）及び  
法制度小委員会（令和2年7月29日）における意見の概要  
【図書館関係の権利制限規定の見直しについて】

＜著作権分科会（令和2年6月26日）＞

- インターネット上に公開されている資料の複製についても併せて議論して頂きたい。また、著作権法第31条に含まれない図書館もあるので、その点も検討の対象として頂きたい。

＜法制度小委員会（令和2年7月29日）＞

- 本課題は、コロナへの対応にとどまらず、今後の図書館の機能・在り方に関わる重要な問題。研究活動の促進にも資するものであり、ユーザーとしては、利便性が高まれば良いと思う反面、あまりに利便性が高まり過ぎて出版市場に悪影響を与えないかという点も含めて総合的に考えていく必要がある。
- 今まで日本では補償金制度を上手く利用できていなかったが、補償金と組み合わせることで、権利者と利用者のバランスをとった形で、利便性の高い権利制限を設けることも可能となる。
- 図書館等の範囲についても、博物館法や図書館法などの関係法令の整理をした上で、見直し・整理を検討する必要があるのではないか。
- 基本的には、紙で出来ることは、ネットやデジタルでも同様にシームレスで出来るようにするというコンセプトの下で、利便性が上がる部分や新たに可能となる部分については、補償金やデータの流出防止措置などの仕組みを入れて、権利者の利益保護を含めた全体のバランスをとっていく必要がある。
- 図書館資料の範囲については、他の図書館から借り受けた資料の取扱いだけでなく、映像資料や録音物を含め、どういうタイプの資料を対象とするのか、どういうニーズがあるのかということも含めて検討していくべき。

- 現行法に基づく国会図書館の郵送サービスも非常に便利ではあるが、紙の郵送ということでコストがかかる割に権利者・出版者への分配がなされない。ドイツでは、図書館が有償でのFAX・メール送信サービスを行っている。権利者の正当な利益を確保しつつ、著作物の円滑な利用を確保していくために、立法的手当てを検討するのは非常に重要。我が国特有の個性・特性も踏まえつつ、対象とする資料の範囲、電子出版市場との関係の整理、除外の在り方などについて十分配慮する必要がある。
- アメリカでは、今回のコロナ禍に伴い、色んな本を全部スキャンして誰でも自由に見られるようにするサービスが「フェアユース」という主張の下で行われていたが、権利者から訴えられて現在ではやめている。これは非常に乱暴なフェアユースの議論。日本において、柔軟な規定をはじめ、非常に丁寧にバランスを取って立法を議論するというアプローチをしているのは望ましいこと。本件についても、ぜひこの形で議論を進めていただきたい。
- 多数の課題があるので、1年で全て結論を出すのは困難。拙速に議論を進めるのではなく、1年で結論が得られた部分は先行的に措置しつつ、残りの部分は継続的に議論を行うなど、現実的なアプローチを取るべき。
- 現在の状況の下では、図書館に実際にアクセスしないと書籍を閲覧できないというのは、不公平な状況を生じさせるのではないかと思う。ただ、民業の圧迫になってはいけないので、そのバランスが重要。絶版等資料の内容を明確化して、補償金制度の導入も検討し、利害のバランスを考えていく必要がある。
- 今回の改正に含めるのは難しいかもしれないが、国会図書館で電子化された絶版等資料以外の資料もインターネットで利用者に配信することについても、今後、検討の余地があってもよいと思う。

(以上)